

森住委員よりの意見

◎森住明弘です。前は箕面市の審議会と重なり欠席せざるを得ずすみません。

◎前回の資料を読ませていただき気づいたことを少し申し上げます。

◎設置要項に関し3つあります。

(1) 決めていくであろう新候補地の住民の方の位置づけがわからないことです。

①委員会との関係はどうされるつもりですか？別の会を立ち上げるのか？この会が対応するのか？

②後者の場合、第3条が関係してくると思いますが、位置づけがわかりません。

③「20人程度で組織」とありますから、数名追加し、その中に入っていただくのですか？

④その場合、反対の気持ち強い地域であれば、恐らく多勢に無勢と感じられますから参加しない恐れが強いと思います。第6条の3項で、「過半数で決する」となっているからです。

⑤参加してくれない場合、この会議で決めてきたことが、機能せず、暗礁に乗り上げることになります。

⑥従って、先ず全員で考え議論すべきことは、どのような仕組みにしておくか、新候補地の方が参加しやすくなるか、ではないかと思います。

(2) 各委員が第3条の4種類の枠のうち、どれに該当するかが必ずしもよくわからないことです。

①私は、調停書による公害調停申請人の会の推薦を受けた一人ですが、その枠組みがないので、4つのどれに該当するのかよくわかりません。

②他の方の役職と4種類の関係を教えてください。弁護士や市議会議員がよくわからないのです。

(3) この要項の改正に関する条項がないことです。

どの行政も市民参加を進め、各種委員会への参画等が増えていますが、会議をスムーズに進めるための基本的約束事である要項が、たいてい事務局を担う行政が作り、その是非等の議論をしないまま、会議が進行しますので、うまく収拾できない事例も増えていきます。そうならないようにするためには、委員会の憲法となる要項を事務局が作ってくれた「たたき台」と位置づけ、参加者が合意できる約束事にした方が市民参加が活かされる

◎次は、会議の進め方です。最も重要な課題は、新候補地のスムーズな決定ですが、いうは易し・・・で、容易に決まりません。でもうまく決めたところもありますから、最初に学習する必要があるのは「あるべき施設」でなく「どうしたら新候補地の方とよい関係性が築けるのか」だと思います。そのためには失敗したところ、成功したところの経験を学び、同じ轍を踏まない道を私達が探すことだと思います。

ところが事務局の提出されたスケジュールは「あるべき施設」の造り方に沿っています。これでは多分、新候補地の方とよい関係は築けないと思われますから、先ず私達が学習する必要があるのはうまく合意できた先進地の住民、行政の方と話し合うことだと思います。

2006年2月28日

奈良市ごみ焼却施設
移転建設計画策定委員会
会長 郡 篤 孝 殿

意見書

委員 吉田 隆一
委員 阪本 昌彦
委員 国領 弘治
委員 佐藤 真理
委員 田中 啓義

私たちは、第1回委員会における議事及び議事に関する委員会の議論を踏まえ、次の通り、意見を述べます。

1 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱（以下「委員会設置要綱」という）の修正について

第1回委員会においては、冒頭で、奈良市の委員会事務局から、委員に対して、委員会設置要綱が示されました。

しかし、本委員会設置の本旨は、行政への市民参画にあります。そのことからすれば、委員会の活動を規定する、委員会設置要綱は、行政が定めるのではなく、委員会自身が定めるべきであると考えます。

そこで、私たちは、委員会設置要綱を別紙修正案の通り修正されるべきであると考えます。そして、その修正の要否は、委員会の決議に付せられるべきであると考えます。

2 委員会設置要綱の検討を「部会」に委ねることの提案について

上記委員会設置要綱の修正の要否について、当面、2ヶ月に1回しかない委員会で、それを一から議論するとすれば、移転候補地の選定等、委員会の重要な議題に関する議論の時間がなくなるおそれがあります。

私たちは、委員会設置要綱の別紙修正案でも示す通り、必要に応じて、委員会内に部会を組織し、部会において論点整理を行って委員会に報告し、委員会の円滑な意思決定に資することがよいと考えています。

そこで、委員会設置要綱の修正の要否に関しても、第2回委員会で、部会の設置だけを決定し、部会が、第3回委員会までに、論点整理し、第3回委員会において、その論点整理に基づき、修正の要否を決することにすればよいと考えています。

そして、この部会の構成員については、第2回委員会で部会参加希望委員を募り、その委員数名と委員長で構成する、という方法でよいのではないかと考えています。

3 委員会議題資料に関する早期送付について

2ヶ月に1回の委員会における議論を充実させるためには、次回委員会議題資料が、早期に、委員会委員に送付され、委員が予め十分に検討できるように配慮される必要があります。

そこで、委員会議題資料は、原則として委員会の2週間前までには、委員会委員に全て送付してください。

第2回委員会では、移転候補地の選定条件(案)の検討が議題とされています。移転候補地の選定は、本委員会の最重要議題ですので、第2回委員会の2週間前で、可能な限り早い時期に、ご送付下さい。

また、私たちの本意見書についても、既に提出済みの「私たちの『公害調停申請』について奈良市民の皆様のご理解とご賛同を切にお願いいたします」と題するパンフレットとともに、2週間前までに全委員にご送付下さい。

4 現在の奈良市ごみ焼却施設視察について

本委員会は、現在の奈良市ごみ焼却施設の早期移転を約した公害調停の成立を受けて設置された委員会です。

現在の奈良市ごみ焼却施設の早期移転の必要性や、ごみ焼却施設の立地のあるべき姿を実感するには、現在の奈良市ごみ焼却施設の視察が是非必要であると考えます。

第1回委員会で配布された資料3「今後の策定委員会開催日程(案)」では、第6回で「他都市の施設視察」が予定されています。

私たちは、他都市の施設視察も必要ではありますが、まずは、現在の奈良市ごみ焼却施設の視察を優先すべきであると考えます。

5 資料2-1「委員会での検討事項(案)」について

第1回委員会において、奈良市から、資料2-1「委員会での検討事項(案)」(以下「検討事項案」という)が提出されました。

私たちは、これに対して、次の通り、意見があります。

(1) 移転候補地の選定条件について

まず、検討事項案I1(2)では、移転候補地の選定条件について、①②③の3条件を挙げています。しかし、これでは、調停条項第2条で掲げられていた「環境への影響に対する考慮」という条件が欠落しています。

確かに、①は、環境面からの立地条件ですが、この立地条件は、あくまでも最低限の基準です。公害調停においては、①の基準が満たされていれば環境面がクリアされるというわけではない、という議論があって、特に「環境への影響に対する考慮」が付け加えられた経緯があります。

従って、移転候補地の選定条件の③として(原文の③は④とする)、「環境への影響ができる限り少ない地域を選定すること。」という条件を定めるべきです。

(2) ごみ焼却施設に関する表現について

次に、検討事項案では、ごみ焼却施設について「エネルギー回収推進施設」と表現されています。しかし、私たちは、そのような表現には違和感を感じます。

本来、ごみ施策は、リサイクルからリユース・リデュースへ、サーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへ、とシフトされるべきところです。

ところが、「エネルギー回収推進施設」という表現の仕方は、むしろ、サーマルリサイクルのためのごみ排出を推進するかのような印象があり、リユース・リデュース施策に逆行するかのような印象があります。

そこで、ごみ焼却施設は、「エネルギー回収推進施設」でなく、「循環型総合リサイクル施設」と表現するべきであると考えます。

これは、調停条項でも謳われていた表現です。

以上

別紙 要綱修正案（下線部が修正案）

第1条 ……計画的かつ効率的にごみ焼却施設の移転を推進するため、奈良県公害審査会平成15年（調）第1号事件、平成17年（調）第1号（参加）事件における公害調停に基づき、奈良市ごみ焼却施設移転計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

※ 本委員会は、2005年12月26日の公害調停成立によって組織されたものです。公害調停が成立に至った経緯や公害調停で議論された事柄、そして、成立した公害調停の精神は、常に、委員会で確認される必要があると思います。よって、第1条の目的の中に盛り込まれるべきです。

第2条 (3) ごみ焼却施設の移転までの間における当該施設の公害防止対策並びに、当該施設の設備及び事業手法の検討に関すること。

※ 調停条項第3条に、委員会の所掌事項として、明記されているものです。

第3条 (4) 公害調停申請人ら及び同申請人らが推薦した学識経験者

※ 調停条項第6条に、列挙されています。公害調停に基づいて組織された本委員会においては、欠かせない構成員なので、要綱においても明示するべきです。

第5条 委員会に委員長及び副委員長3人を置き、……

※ 第1回委員会において、副委員長の人選については議論になりました。私たちは、本委員会に公害調停の経緯や精神を十分に反映させる必要があると考え、公害調停に深く関わってきた2人の委員を推薦しました。他方で、第1回委員会で委員長に就任された郡篤先生は、理科系専攻の委員を副委員長として推薦したいとのご意向でした。ところで、本委員会で充実した議論の場を確保するためには、議事進行の事前協議や事前論点整理を充実させるべきで、そのためには、議事進行者の十分な事前合議が必要です。そして、その事前合議は、委員長と委員会事務局によって担われるべきでなく、委員長を含めた複数の委員によって担われるべきであると考えます。そうするとき、副委員長は1人でなく3人程度あってもよいのではないかと考えるものです。

第6条

3 委員会の議事は、全会一致をめざし、慎重審議を尽くすこととする。
それでも意見が分かれる場合には、採決により出席委員の過半数で決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。

※ 第1回委員会で確認された通り、安易な多数決を戒め、慎重審議を尽くすとの原則を明らかにしておくべきだと考えます。

第8条 委員会の審議は原則として公開する。

- 2 委員会が審議あるいは特定の事項を非公開とするには、合理的な理由が必要であり、かつ出席委員の3分の2以上の多数の議決を必要とする。
- 3 審議あるいは特定の事項の非公開を決定した場合は、委員長はその理由を公表しなければならない。
- 4 委員は、委員会の会議において、非公開とした事項については、他に漏らしてはならない。

※ 秘密の保持の前提として、公開原則を明らかにし、非公開とする場合の要件を定める必要があると考えます。

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員会が定める。

※ 本委員会は、市民参画の民主的な委員会ですので、「委員長が定める」のではなく「委員会が定める」とすべきだと考えます。

第〇条（追加）委員会は、必要なときに、部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員会から委ねられた一定の事項に関して、調査・研究・検討し、委員会に報告する。

※ 部会設置の必要性は、第1回委員会において奈良市から交付された資料2-2にも記載されています。また、その他にも、本委員会での議論を充実させるため、その都度、部会設置の必要性が生じるでしょう。そこで、部会を要綱で明示し、また、その権限についても明確にしておく必要があると考えます。

第〇条（追加）要綱は、委員会の決議によって変更できる。この場合の決議は、全委員数の多数決をもってなす。

※ 委員会は、要綱の制定権と共に変更権もあると考えます。